# 第22回会議 提案事項 別紙·参考資料

西伯町·会見町合併協議会

平成16年2月10日

#### 2町の施策の調整方針について(住民福祉部会 老人福祉業務)

項目	現	況	課題	調整方針
<b>坦</b>	西伯町	会見町	1 本	神罡力到
老人福祉事業				
日常生活用具給付事	・日常生活用具給付事業	・日常生活用具給付事業	なし	両町の制度を継続する。
業	目的	目的		(国の制度)
	要援護老人及び一人暮らし老人に	要援護老人及び一人暮らし老人		
	対し、日常生活用具を給付又は貸	に対し、日常生活用具を給付又は		
	与し、日常生活の安定を図る。	貸与し、日常生活の安定を図る。		
	対象用具	対象用具		
	火災報知器,自動消火器、電磁調理	火災警報器,自動消火器、電磁調理		
	器等	器等		
	費用負担	費用負担		
	生計中心者の前年の所得税額によ	生計中心者の前年の所得税額によ		
	リー部負担あり	り一部負担あり		
(担当課)		福祉保健課		
(根拠法令)	老人日常生活用具給付事業実施要綱	老人日常生活用具給付事業実施要綱		
在宅介護支援センタ		・基幹型支援センタ - 1ケ所	・在介センターの種類	基幹型支援センター:直営
- 運営事業	・運営方式 直営	・運営方式 委託	・設置数	地域型支援センター:委託
	・職員体制	・委託先 会見町社会福祉協議会	・運営方式	(2ヶ所
	保健師2名			各中学校区に1箇所)
	・夜間・休日等は西伯病院に転送し、			・委託先については社会福祉
	緊急時及び相談に対応する。			法人「伯耆の国」とする。
(担当課)		福祉保健課		
(根拠法令)	老人福祉法、町在宅介護支援センタ	老人福祉法、町在宅介護支援センタ		
	- 運営事業実施要綱	- 運営事業実施要綱		

項目	現	況	課題	調整方針
<b>以口</b>	西伯町	会見町	<b>林思</b>	過光力型  
緊急通報装置運営事業等	・緊急通報装置運営事業 一人暮らし老人等の世帯に緊急通報 装置を設置して、病気等の緊急時及 び相談等に対応 ・システム ケイズ ・設置世帯数 26世帯 ・委託先 - 西伯病院(夜間) ・緊急通報システム設置料 非課税世帯無料	・緊急通報装置運営事業 一人暮らし老人等の世帯に緊急通報装置を設置して、病気等の緊急時及び相談等に対応 ・システム NTT ・設置世帯数 18世帯 ・委託先 - 西部広域行政管理組合消防局 ・緊急通報システム設置料 本人負担	システムがちがう 委託先が違う 設置料の負担が違う	平成16年度は各町の例に よる。平成17年度から下記 の方針で統一する。 システム・委託先は会見町の 例による。 システム設置料は、西伯町の 例による。
(担当課) (根拠法令)		福祉保健課 町緊急通報用装置(電話機)設置事業実施要網		
養護老人ホ - ム入所 措置 (担当課) (根拠法令)	健康福祉課	実績 · 尚寿苑 3人 · 母来寮 1人 福祉保健課 老人福祉法、 同施行令同施行規則、 町老人福祉法施行細則、 町老人福祉施設入所等措置費徴収 規則	なし	両町の制度を継続 (国の制度)
ディサービスの施設 使用料等	<ul><li>・年間使用料 2,900,000 円</li><li>・徴収根拠 事業費総額を介護保険 使用部分で按分した計算額と光 熱水費の按分額</li><li>・使用施設 総合福祉センター</li></ul>	<ul> <li>・年間使用料 1,975,405 円 (14 年度実績)</li> <li>・徴収根拠 燃料費・水道光熱費の 1 / 4 (面積按分)</li> <li>・使用施設 総合福祉センター</li> </ul>	徴収根拠が違う。	平成 16 年度は各町の例による。平成 17 年度から新町で調整した額とする。

項目	現	況	課題	調整方針
<b>以</b> 日	西伯町	会見町	林起	<b>嗣奎</b> 刀到
施設の管理委託	管理委託 西伯町総合福祉センター ・委託先 社会福祉協議会 ・委託料 なし 施設の維持経費等は、全額町負担	管理委託 会見町総合福祉センター ・委託先 社会福祉協議会 ・委託料 なし 施設の維持経費等は、全額町負担	管理委託・両町同じ	管理委託 ・両町の制度を継続する。
	利用可能者 町外者にも開放	利用可能者 町民	利用可能者・範囲が違う	利用可能者 ・西伯町の例による。 (ただし会見ドームについ ては、町民が優先して使える ようにする。)
	使用料等 ・プール 1回 500円 ・トレーニングルーム 1回300円	使用料等 ・会見ドーム 使用料1時間1,000円 照明代1時間500円 (片面)	使用料等 ・会議室の使用料が違う ・冷暖房代の扱いが違う。	使用料等 ・プール・トレーニングルー ム・会見ドームについては、 各町の制度をそれぞれ継続
	・会議室 (1)町民 無料(運用) (2)町外者 大 1回 3,150円 小 1回 1,570円 (午前10時から午後5時まで) 大 1回 3,670円 小 1回 2,100円 (午後5時から午後9時まで)	・会議室 (1)町民 無料 (2)町外者及び営利を目 的としたもの 貸し出しをしていない		する。 ・会議室 (1) 町民 無料 (2) 町外者 有料 (3) 冷暖房代 有料 (ただし、額については他 の施設との均衡を図って 合併時までに決定する。)
	(3)冷暖房代 210円 (1時間当たり) ・風呂 大人 200円 中学生以下 100円	(3)冷暖房代 無料 ・風呂 一般 200円 中学生以下・60歳以上 100円		・風呂 有料とする。 (ただし、額については両町 の施設の均衡を図って合併 時までに決定する。)
	利用可能時間 午前 10 時から午後 9 時	利用可能時間 ・会見ドーム・会議室 午前8時30分から午後10時 ・風呂 午後3時から午後10時 第2・4水曜日は休み (ただし、祝日は午後5時まで)	利用可能時間 ・時間が違う	委託先の社会福祉協議会 と協議して合併時までに決 定する。

項目	現	況	課題	調整方針
<b>以</b> 口	西伯町	会見町	<b>武木廷</b>	過光力率
	休館日 第三木曜日	休館日 12/29から1/4	休館日が違う	委託先の社会福祉協議会
	12/31 から 1/2			と協議して合併時までに決
				定する。
敬老会	・敬老会 75歳以上	・敬老会 75歳以上	開催場所	・敬老会 各集落に補助金を
	・該当者 1298人	・該当者 500人	記念品が違う	出して集落主催で実施
	・毎年敬老の日に実施、1箇所	・毎年敬老の日に実施、1箇所		・記念品は88歳・95歳
	・記念品 88歳、95歳以上に記念品	・記念品 敬老会の席上で、88歳、		(品目は新町で協議)
	4千円相当 95歳には銀杯	90歳以上に記念品 88歳座布団・金	金婚式 開催回数が違う。	・金婚式 廃止する
		杯 90歳以上5千円相当		(理由:個人の祝い事で行政
	・欠席者には千円相当の記念品を配	・欠席者には料理等出席者と同じも		ですべきものではない。)
	布。	のを配布		
	・金婚式 (毎年開催)記念品あり	・金婚式(2年に1回開催)金杯	-	
(担当課)	町民生活課 	福祉保健課	_	
(根拠法令)				
針、灸、マッサ‐ジ	・対象者	・対象者	なし	両町の例による
施術費助成	70歳以上及び老人保健法第25条第1	70歳以上及び老人保健法第25条第1		(単町)
	項第2号に該当前年度の住民税が非	項第2号に該当前年度の住民税が非		
	課税の者	課税の者		
	・助成額	・助成額		
	1回1,000円	1回1,000円		
	年内に 12 回以内	年内に 12 回以内	_	
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課	_	
(根拠法令)	町高齢者はり、きゅうマッサ・ジ施	町高齢者はり、きゅうマッサ・ジ施		
	術費助成事業実施要綱	術費助成事業実施要綱		

項目	現	況	課題	調整方針
	西伯町	会見町	<b>沐</b> 起	神经力到
老人ホ - ム入所判定	・委員	・委員	なし	両町の例による。
委員会	医師 2,	医師 2,		
	老人福祉施設職員1	老人福祉施設職員1		
	県福祉事務所職員1、	県福祉事務所職員1、		
	保健所職員1,	保健所職員1,		
	町健康福祉課長	町福祉保健課長、		
	その他町長が認めた者	その他町長が認めた者		
	・費用弁償	・費用弁償		
	委員長 8,500 円	委員長 8,500 円		
	委 員 5,000円	委 員 5,000円		
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人福祉法、町老人ホーム入所判定	老人福祉法、町老人ホ - ム入所判定		
	委員会要綱	委員会要綱		
	・1人×20,000円×12月	・1人×20,000円×12月	なし	   両町の制度を継続
Additional Addition	240,000円 (現在該当者なし)	240,000円 (現在該当者なし)		(県の制度)
MH 1 3 322	・1/2 県補助	・1/2 県補助		(>1,00,1,00,1)
(担当課)		町民生活課		
(根拠法令)		町在住外国人等高齢者福祉給付金支		
(INJC/A V)	給要網	給要網		
 敬老年金	・年額 36,000 円	・年額 36,000 円	なし	両町の制度を継続
	· 対象者 老齢福祉年金全部支給停	· 対象者 老齢福祉年金全部支給停		(県の制度)
	止者	止者		
	・平成 14 年実績なし	・平成 14 年実績なし		
	・1/2 県補助	・1/2 県補助		

	現	況	課題	調整方針
<b>坦</b>	西伯町	会見町	不足	一切金刀率
高齢者居住環境整備	・対象者	・対象者	なし	両町の制度を継続する。
事業	要支援,要介護1~5	要支援,要介護1~5		
	限度額800千円の2/3	限度額800千円の2/3		
	・1対象者当り533千円	・1対象者当り533千円		
	(県補助 1/2)	(県補助 1/2)		
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	県・町高齢者居住環境整備事業実施	県・町高齢者等住宅改良助成事業実		
	要綱	施要綱		
低所得者対策	・法施行時のホ・ムヘルプ利用者負	・法施行時のホ - ムヘルプ利用者負	なし	両町の制度を継続する。
	担軽減	担軽減		(国の制度)
	10%負担を3%に	10%負担を3%に		
	・社会福祉法人による利用者負担の	・社会福祉法人による利用者負担の		
	減免	減免		
	法人が利用者負担を 1/2 減額した場	法人が利用者負担を 1/2 減額した場		
. Im Materia	合その内 1/2 以内を助成	合その内 1/2 以内を助成		
(担当課)		南部箕蚊屋広域連合		
(根拠法令)	介護保険法	介護保険法		
	^********	^*************************************	45.1	T m T & # u r t + / w / t + - 2
	・介護用品支給	・介護用品支給	なし	両町の制度を継続する。
	要介護4・5の住民税非課税世帯の者	要介護4・5の住民税非課税世帯の者		(国の制度)
	・の有  ・年 72,000 円限度	・64   ・年72,000円限度		
	・介護用品支給	・介護用品支給	   町単独施策	 会見町の例による。
	・ 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・ 月暖州印文紀   ・ 要介護3・4・5で国の制度以外		(町単独)
	安川護3の住民税非跡税世帯の   者	・安川護3・4・3 と国の制度以外   の者	文和領に竹左のリ	(m) 于3年 <i>)</i>
	年 42,000 円限度	年36,000円限度		
(担当課)		福祉保健課		
(根拠法令)		町介護用品支給事業実施要綱		
(100,000	四月   四月   四月   四月   四月   四月   四月   四月	四,八时,八时,八时,八时,八时,八时,八时,八时,八时,八时,八时,八时,八时,		

項目	現	況	課題	調整方針
	西伯町	会見町	<b>************************************</b>	问
家族介護者支援事業	・町在宅介護支援センターで実施 (町直営) ・家族介護者交流事業1回 個人負担は実費 ・家族介護教室 講演、実習4回 福祉用具研修1回 救急救命実習1回	・町在宅介護支援センターで実施 (町社協に委託) ・家族介護者交流事業3回 個人負担は実費 ・家族介護教室 講演、実習5回 福祉用具研修1回 救急救命実習 実施していない	・実施主体が違う ・家族介護者交流事業 実施回数が違う ・家族介護教室 実施回数内容が違う。	・事業は継続する ・実施主体は在宅介護支援センター ・内容・回数は新町で調整する。
(担当課) (根拠法令)		・家族介護者へい。一受講補助 30,000 円助成上限 福祉保健課 介護予防地域支えあい事業実施要綱	・家族介護者ヘルパー受講 - -	両町の例による。 (国の制度)
介護予防地域支えあい事業 (担当課) (根拠法令)	1 . 毎夕食 ・町社協へ委託 ・自己負担400円/食 ・実績5食 健康福祉課	配食サ・ビス事業 1.毎夕食 ・町社協へ委託 ・自己負担300円/食 ・実績5食程度 福祉保健課 加納真 介護予防地域支えあい事業実施要綱	・自己負担が違う	新社協と町で協議して継続 ・自己負担は会見町の例によ る。
	外出支援サービス事業 ・「伯耆の国」へ委託 ・委託費 町内 2,000円(往復) 町外 4,000円(往復) ・自己負担 町内 600円/回(往復) 町外 1,200円/回(往復) ・14年度実績 1,467,000円	外出支援サ - ビス事業 ・町社協へ委託 ・委託費 町内 1,500円(往復) 町外 4,000円(往復) ・自己負担 町内 150円/回(往復) 町外 400円/回(往復) ・14年度実績 2,021,000円	・委託先が違う・委託費が違う・自己負担が違う	・委託先は会見町の例による。 ・委託費は西伯町の例による。 ・自己負担は西伯町の例による。 ・自己負担は西伯町の例による。 ただし、会見町域の利用者については、合併から3年間 激変緩和措置を講じる。
(担当課) (根拠法令)		福祉保健課 介護予防地域支えあい事業実施要綱		

項目	現	況	課題 調整方針	
<b>坦</b>	西伯町	会見町	<b>元未</b> 疋县	间垒 <b>万</b> 型
(担当課) (根拠法令)	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス ・自己負担 200円/枚 ・「伯耆の国」へ委託 健康福祉課 介護予防地域支えあい事業実施要綱	実施していない	西伯町 実施 会見町 未実施	西伯町の例による。
(担当課) (根拠法令)	生きがい活動支援通所事業 ・「伯耆の国」へ委託 ・委託料 4,000円/1人 ・利用限度 1回/週 ・利用料 400円/回 食費実費  健康福祉課 介護予防地域支えあい事業実施要綱	生きがい活動支援通所事業 ・「伯耆の国」へ委託 ・委託料 4,000円/1人 ・利用限度 1回/週 ・利用料 課税世帯400円/回 非課税世帯200円/回 生活保護世帯無料 食費実費 福祉保健課 加納真 介護予防地域支えあい事業実施要	利用料が違う	会見町の例による。
(担当課) (根拠法令)	介護予防・生活支援事業(老人クラブ活動等事業分) 14年度実績1,601,280円 健康福祉課 介護予防地域支えあい事業実施要綱	介護予防・生活支援事業(老人クラブ活動等事業分) 14年度実績1,111,000円 福祉保健課 加納真 介護予防地域支えあい事業実施要	なし	両町の制度を継続 (国費対象事業)

項目	現	況	課題	調整方針
- 現日 	西伯町	会見町	<b>計成型</b>	- 神雀刀如 -
	実施していない	軽度生活援助事業 ・社協委託 ・内容 主に家事援助 ・委託費 2,000円/時間 ・利用料 課税世帯200円/1時間 非課税世帯100円/1時間 生活保護世帯 無料	西伯町 未実施 会見町 実施	会見町の例による。
(担当課)		福祉保健課	1	
(根拠法令)		介護予防地域支えあい事業実施要綱		
(担当課) (根拠法令)		アクティビ・ティ・ 痴呆介護教室 年 1 回 開催 福祉保健課 会見町介護予防生きがい活動支援	実施回数が違う。	西伯町の例による。
(化沙沙 文)	業実施要綱	事業実施要綱	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
	地域住民ゲループ 支援事業 ・いきいきサロン (町社協委託) 46 集落にて実施中 運営補助 20,000 円 / 切ン(当初) 36,000円 / 切ン(年) ・小地域福祉会活動費助成金 1 地区当り 80,000円 / 年×5	地域住民ゲループ 支援事業 ・いきいきサロン (町社協委託) 10 集落にて実施中 運営補助100,000円/サロン/3年間 (3年間継続) なし	運営補助金が違う。	西伯町の例による
(担当課)	法勝寺地区 120,000 円 / 年 x 1 健康福祉課	 福祉保健課		
(根拠法令)	健康価値球   西伯町介護予防生きがい活動支援事   業実施要綱	価値体健議   会見町介護予防生きがい活動支援   事業実施要綱		

項目	現		課題	調整方針
	西伯町	会見町	<b>一 本                                   </b>	<b>神雀</b> 刀如
	運動指導事業	転倒予防教室	回数・内容が違う。	西伯町の例による。
	町社協委託	社協委託		
	パワーリハビリ	年2回開催(講習会)		
	週2回、28回を1クール			
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	西伯町介護予防生きがい活動支援事	会見町介護予防生きがい活動支援		
	業実施要綱	事業実施要綱		
	生活管理指導短期宿泊事業	生活管理指導短期宿泊事業	自己負担が違う	会見町の例による。
	・利用期間 7日以内	・利用期間 7日以内		
	・自己負担	・自己負担		
	食費実費	一日当り 380円		
	施設利用料の1/2	食事代 1食300円		
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	西伯町介護予防生きがい活動支援事	会見町介護予防生きがい活動支援		
	業実施要綱	事業実施要綱		
老人福祉計画策定		会見町老人福祉計画策定委員会	委員の人数が違う	新町で調整する。
委員会	・委員 19 名以内	・委員 15名以内	報償費が違う	
	・報償費 2,200円	・報償費 5,200円		
	・任 期 2年	・任 期 2年	-	
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課 		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		

## 2町の施策の調整方針について (住民福祉部会 同和対策業務)

項目	現	況	課題	調整方針
点 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	西伯町	会見町	· 旅 選	间 <b>烂</b> 刀却
隣保館事業	1 . 学習•研修活動	1. 学習·研修活動	1.学習•研修活動	1.学習•研修活動
	・小学校 31 回	・小学校 89 回	・回数内容が違う	事業は継続する。
	・中学校 30 回	・中学校 82 回		回数・内容は新町で調整する。
	・その他研修・学習会 29回	・その他研修・学習会 27 回		
	2.クラブ活動	2.クラブ活動	2.クラブ活動	2 . クラブ活動
	・3 クラブ 56 回	・5 クラブ 72 回	回数・内容が違う	各町の例による。
	3.解放まつり	3 . 解放文化祭	3.解放まつり・文化祭	3.解放まつり・文化祭
	・2月第1日曜日開催	・10 月第 4 土・日曜日開催	開催日・内容が違う。	各町の例による。
(担当課)	同和対策室	人権施策課		
(根拠法令)				
児童館事業	なし	1. 学習• 交流活動	会見町 実施	会見地区については、継続実施
		・交流会・学習会開催 24回	西伯町 未実施	西伯地区については、新町にお
		2.クラブ活動		いて、調整する。
		・5 クラブ 36 回		
		3.母親クラブ活動		
		・親子ふれあい活動 7回		
		補助金 189 千円	_	
(担当課)	同和対策室	人権施策課		
(根拠法令)				

#### 広域連合・一部事務組合等の取扱いについて∶両町が行っている共同処理事務

	名称 名称	共同処理事務	構成団体名(両町を除く)	牆
広域連合(国・県の権限に属する事務の一部を処理することを目的とする、 市町村の組合)	南部箕蚊屋広域連合	介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定に関するものを除く)、老人保健福祉計画、県からの移譲事務(指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者の指定)	岸本町、日吉津村	11-13-2
	鳥取県西部広域行政組合	ふるさと市町村圏計画、不燃物処理、広域福祉センター、消防、視聴覚ライブラリー、病院群輪番制病院運営、広域観光、 火葬場、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、県からの移譲事務(火薬類の消費等に係る許可 液化石油ガス設備工事等の受理)	米子市、境港市、他の西伯郡 の町村、日野郡の各町	
一部事務組合(市町村の事務の一部	西伯町ほか二か町清掃施設組合	ごみ処理	岸本町	
を共同処理することを目的とする市町村の組合)	米子市ほか9か町村衛生施設組合	し尿処理	米子市、他の西伯郡の町村、日野郡溝口町	平成 16 年 4 月 1 日に西部広域行 政組合に統合
	鳥取県市町村消防災害補償組合	消防団員及び水防団員に係る損害補償	境港市、県内の他の全町村	
	鳥取県町村職員退職手当組合	退職手当	県内の他の全町村、西伯町 ほか二か町清掃施設管理組 合ほか 11 組合	
協議会(市町村の事務の一部を共同して管理執行又は連絡調整することを目的とする複数の市町村で組織する執務組織法人格を持たない)	鳥取県西部町村就学指導推進協議会	心身障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の 状況に応じた教育措置の判定に係る就学指導委員会の設置及 び運営に関する事務等	他の西伯郡の町村、日野郡の各町	
共同設置機関でいている。共同設置機関ではいる。	鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等 認定委員会	議会の議員、その他の非常勤の公務上の災害又は通難による 災害に対する補償に係る災害の認定に関する公務災害補償等	他の全町村、西伯町ほか二 か町清掃施設管理組合ほか 10組合	
事務補助吏員などが共同処理すべき 事務を 1 の委員会等に執行させるため複数の市町村が共同して設置する	鳥取県町村非常勤職員公務災害補償等 審査会	災害の認定及び補償の実施に関する不服申立の審査裁定に 関する公務災害補償等審査会の設置	他の全町村、西伯町ほか二 か町清掃施設管理組合ほか 10組合	
機関等)	鳥取県西部町村情報公開·個人情報保 護審査会	情報公開及び個人情報保護に関する不服申立の審査等	他の西伯郡の町村、日野郡の各町、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合ほか2組合	
土地開発公社(地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得・造成・管理等を行う法人)	西伯郡南部土地開発公社	公共用地 公用地等の取得 管理 処分等	岸本町	

#### 公共的団体の現況

項目	現	況
以	西伯町	会見町
総務関連	西伯町区長協議会	会見町区長会
	西伯町自衛隊父兄会	会見町自衛隊父兄会
	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会西伯町支部	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会会見町支部
	西伯町交通安全母の会連絡協議会	会見町交通安全母の会連絡協議会
	西伯町交通安全指導員会	会見町交通安全指導員会
	西伯町男女共同参画推進会議	会見町男女共同参画推進会議
	西伯町国際交流協会	
		会見町そばネットワーク
	市町村職員年金者連盟西伯町部会	市町村職員年金者連盟会見町部会
	西伯町バス対策検討委員会	(西伯町バス対策検討委員会)
	西伯町企業懇談会	企業懇談会
	西伯町教育改革懇話会	
		会見町公園化・景観形成推進委員会
	西伯町同和対策推進協議会	
	西伯町青少年育成町民会議	
(担当課)	総務課、企画政策課	総務課

項目	現	況
<u></u>	西伯町	会見町
民生関連	西伯町社会福祉協議会	会見町社会福祉協議会
	西伯町民生児童委員協議会	会見町民生児童委員協議会
	西伯町老人クラブ連合会	会見町老人クラブ連合会
	西伯町身体障害者福祉協会	会見町身体障害者福祉協会
	西伯町視覚障害者福祉協会	
	西伯町精神障害者家族会(さくら会)	
	西伯町精神障害者当事者の会(さくらんぼの会)	
	西伯町遺族会	会見町遺族会
	西伯町ふきのとうの会	
	西伯町保護司会	会見町保護司会
	西伯町母子会	会見町母子会   日赤奉仕団会見町支部
	日赤奉仕団西伯町支部	ロが争に回去兄叫又印しさくら愛育会
	すみれ保育園保護者会	ひまわり愛育会
	つくし保育園保護者会	
	西伯いきいきまちづくりの会	フタイナーカル・カナ・フカーブ
	1_101.0 = 101	子育てサークル かきっこクラブ
	にじいろポケット	
	如落恕也曰明自即俱诸人人恶仇士如	
	部落解放同盟鳥取県連合会西伯支部	部落解放同盟鳥取県連合会会見支部
	西伯町同和対策推進協議会	会見町同和対策推進協議会
	西伯病院のあり方懇談会	会見町食生活改善推進協議会
	西伯町食生活改善推進協議会	会見町健康づくり推進協議会
	西伯町健康づくり推進協議会	会見町健康増進委員会
	西伯町保健委員会	会見町育成会
(担当課)		町民生活課、人権施策課、福祉保健課

項目	現	况
<b>以</b>	西伯町	会見町
農業部門	西伯町営農協議会 西伯町農村振興公社 西伯町農業者年金友の会 西伯町農産物加工施設運営委員会 西伯町農業教育推進協議会 社団法人緑化推進委員会米子地方支部 社団法人緑化推進委員会西伯町支部 西伯町松くい虫被害対策協議会 西伯畜産団地公害防止対策協議会 西伯町有害鳥獣対策協議会	会見町農業者年金受給者友の会 あいみ みのり連絡会 社団法人緑化推進委員会会見町支部 会見町松くい虫被害対策協議会
(担当課)	産業課、農業委員会	
商工観光部門	西伯町商工会西伯町観光協会	会見町商工会
(担当課)	産業課	産業課

項目	現	況
<b>以</b>	西伯町	会見町
教育部門	西伯町教育振興会 西伯町青少年育成町民会議 西伯町成人式実行委員会 西伯町一式飾り保存会 法勝寺歌舞伎保存会 西伯町本育協会 西伯町スポーツ少年団 西伯小学校PTA 法勝寺中学校PTA 芸能 IN さいはく実行委員会 緑水湖健康マラソン大会実行委員会 たそがれコンサート実行委員会 花と緑の推進協議会 西伯町子ども会育成連絡協議会 さいはく子育てネットワーク	西伯町教育振興会 青少年育成ネットワーク会見 会見町体育協会 会見町スポーツ少年団 会見小学校PTA 南部中学校PTA 会見町小中学校PTA連絡協議会 ふれあい芸能大会実行委員会 会見町子ども会育成連絡協議会 小松谷盆踊り保存会 モデル部落公民館連絡協議会 富有の里音楽実行委員会
(担当課)	教育委員会	教育委員会

### 2町の施策の調整方針について (総務部企画部会・財政分科会)

1百日	現	況	≐⊞ 日百	<b>餌敕 六</b>
	西伯町	会見町	1 元 本民	<b>调整</b> 刀到

				元四	<u>'</u>	<u> </u>
地方債残高	一般会計(単位:千円)		一般会計(単位:千円)			新町に引き組
平成14年度末現在	一般公共事業債	307,502	一般公共事業債	153,541		
( 決算統計)	一般単独事業債	2,671,217	一般単独事業債	1,570,285		
	内、地総債	(1,070,765)	内 地総債	(306,296)		
	臨時地方道債	(665,033)	臨時地方道債	(856,323)		
	臨時経済対策債	(21,700)	臨時経済対策債	(67,100)		
	公営住宅建設事業債	135,840				
	義務教育施設整備事業債	13,117	義務教育施設事業債	139,744		
	辺地対策事業債	465,907	辺地対策事業債	613,809		
	災害復旧事業債	251,407	災害復旧事業債	124,004		
	厚生福祉施設整備事業債	84,277	厚生福祉施設事業債	0		
	地域改善対策特定事業債	8,754	地域改善対策事業債	140.367		
	財源対策債	82,099	財源対策債	129,920		
	減収補てん債	16,388	減収補てん債	-		
	臨時財政特例債	34,785	臨時財政特例債	3,404		
	公共事業等臨時特例債	1,588	公共事業等臨時特例債	228		
	減税補てん債	200,675	減税補てん債等	95,543		
	臨時減収補てん債	40,281	臨時減収補てん債	16,827		
	臨時財政対策債	236,000	臨時財政対策債	160,800		
	調整債	29,932	調整債	6,189		
	県貸付金	758,995	県貸付金	470,370		
	その他	199,370	その他	3,756		
	一般会計 計	5,538,136	一般会計 計	3,628,787		

75 0			 況		÷B 85	钿⇒→△
項 目	西	伯町	会見	let	課題	調整方針
	特別会計		特別会計			
	住宅新築資金貸付事業	105,452	住宅新築資金貸付事業	73,526		
	下水道事業	1,227,126	下水道事業	-		
	農業集落排水事業	876,413	農業集排事業	1,616,850		
	簡易水道事業	95,167	簡易水道事業	97,546		
	水道事業	1,289,321	水道事業	-		
			定住地域生活排水事業	20,800		
	病院事業	674,892	病院事業	-		
	墓苑事業	12,300	墓苑事業	-		
	特別会計 計	4,280,671	特別会計 計	1,808,722		

#### 債務負担行為で当該年度以降にわたるものについての前年度末までH15年当初 支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

					11144		1		(単位:	千円)
			前年度末までの 支出額 (見込)			■度以降 よ予定額	たの財源内部			
	事項	限度額		(光区)		1 1 人上积	左 の 財 源 内 訳   特 定 財 源			
No.			期間	金 額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
	西伯町土地改良区補助金	3,858	22	3,671	1	187				187
	林道境谷線補助金	562	17	503	2					59
	西伯町土地改良区補助金	12,679	20	12,090	1	591				591
	西伯町土地改良区補助金	3,909	21	3,569	2					341
	西伯町土地改良区補助金	2,920	21	2,665	2					255
	西伯町土地改良区補助金	6,768	19		1					339
	西伯町土地改良区補助金	1,024	18		2					103
	林道荒子山線補助金	1,203	18	1,140	1	64				64
	林道大石谷線補助金	947	17		2					100
	林道大石谷線補助金	1,315	16	,	3					208
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	15,793	19		1					790
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	13,160	18		2					1,316
	西伯町土地改良区補助金(土地総) 西伯町土地改良区補助金(土地総)	9,213	17 16		3					1,382
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	6,580 7,100	15		4	,				1,316 1,775
	西伯町土地改良区補助金(土地総)		14		5					
	西伯町土地改良区補助金(土地総) 西伯町土地改良区補助金(土地総)	18,224 13,498	13		6 7	<i>'</i>				5,468 4,724
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	7,292	12		8	-				2,917
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	6,580	11	3,619	9	-				2,917
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	23,825	10		10					11,913
	西伯町土地改良区補助金	5,272	17	4,481	3					792
	西伯町土地改良区補助金	4,014	17	3,410	3					604
	西伯町土地改良区補助金	5,937	16		4					1,189
	西伯町土地改良区補助金	6,304	15	,	5					1,577
	西伯町土地改良区補助金	13,240	15		5					3,310
	電子計算機導入事業	39,177	6	-	1					2,472
	電子計算機導入事業	22,756	5		2					6,954
	電子計算機導入事業	4,334	4		2					1,156
	林道山ノ神線補助金	630	17	564	2					67
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	8.824	9		11					4,854
	西伯町土地改良区補助金(土地総)	2,799	8		12	1,680				1,680
32	西伯町土地改良区補助金(土地総)	3,134	7	2,742	1	392				392
33	西伯町土地改良区補助金(土地総)	16,448	6	12,336	2	4,112				4,112
34	西伯町土地改良区補助金(土地総)	8,293	5	5,183	3	3,110				3,110
35	西伯町土地改良区補助金(大国土地総)	2,406	4	1,203	4	1,203				1,203
36	法勝寺中学校コンピューター整備事業	23,445	4	14,849	2	8,597				8,597
37	おお〈に屋内運動施設用地取得	46,000	4	32,200	2	13,800				13,800
38	西伯町土地改良区補助金(大国土地総)	2,350	3	783	6	1,567				1,567
39	庁内LAN整備事業	28,703	3	16,035	3	12,669				12,669
40	除雪用トラック整備事業	5,267	3	3,160	2	2,107				2,107
	戸籍電算化整備事業	20,229	2							7,822
	印刷機購入	732	3							342
	土木公用車整備事業	2,797	3							622
	農林公用車整備事業	1,221	3							272
	災害援護資金利子補給	94	0							94
	西伯町土地改良区補助金(大国土地総)	1,226	2		6					920
	住民基本台帳ネットワークシステム事業	19,694	2	4,173	4	- , -				15,521
	西伯町土地改良区補助金(大国土地総)	1,226	2		6					920
	自家発電機更新事業	7,390			4	-,				5,789
	庁舎電話機更新事業	1,994	2		4	1,463				1,463
	法定·法定外公共物調查事業	10,185	2		2					5,000
	学校給食配送車更新事業	2,917	2		4	, , ,				1,994
	確定申告受付支援システム 西伯町給食センター厨房機器更新事業	4,599 352	1	1,303 88	3					3,296 264
54 西伯		480,439	- 1	327,122	3	153,340	0	0	0	153,340
	<sup>四] ត</sup> । 昭和55年度県営ほ場整備農道舗装(高姫市山線)元利補給負打	1,331	22		2		0		U	153,340
	昭和33年及宗昌は场登備長垣舗表(高畑中山線)元利補結員1 コピー機借上料	3,478	3	,	2					1,391
	地籍調査用電算機器借上料	21,060		-	2					8,424
	学校教育用電算機器借上料(二小)	6,300	3		3					3,045
	平成12年鳥取県西部地震被害農業者利子補給	3,000			3		47			3,043
	十成 12 年辰	30,385	2				47			16,735
	住民基本台帳ネットワーク	17,278	2	9,916	2					3,963
会見		82,832		38,118		33,770	47	0	0	33,723
両町		563,271		365,240		187,110				187,063
u−, m j	н	UUU, Z 1 1		UUU,270		, ,,,,,,,	47	. 0	U	101,00

### 2町の施策の調整方針について (総務企画部会 一般職の身分の取扱いについて)

項目				現	況					課題
県 日 	西伯町					会見町				林 起
職員定数	H 1 6 年 1 月 1 日現る	Έ			H 1 6年	1月1日現	生			新町の規模に基づく
	西伯町職員定数条例					員定数条例				定員管理を行う必要
	機関の区分	定数	正職員	現員	機関の	の区分	定数	正職員	現員	がある。
	町長の事務部局	88 人	90 人	90人	町長の	事務部局	56 人	46 人	46 人	
	内一般会計	80 人	82 人(内派遣7人)	82 人(内派遣 7 人	内一	股会計	人	41 人(内派遣 1 人)	41 人(内派遣 1 人)	
	内特別会計	8人	8人	8人	内特別	引会計	人	5人	5人	
	国民健康保険	4 人	4 人	4 人	国民任	建康保険		2人	2 人	
	公共下水道	2 人	1人	1人	簡易	水道		2 人	2 人	
	農業集落排水	2 人	1人	1人	農業第	集落排水		1人	1人	
	介護	人	2 人	2 人	介護			1人	1人	
	議会の事務部局	5人(内3人 は兼任)	1人(外に3人兼 任)	1人(外に3人兼 任)	議会の	事務部局	1人	1人	1人	
	選挙管理委員会 の事務部局	兼任	兼任	兼任	選挙管 の事務	理委員会	併任	併任	併任	
	監査委員の事務 部局	兼任	兼任	兼任	監査委部局	員の事務	併任	併任	併任	
	農業委員会の事 務部局	2人	2人	2人	農業委務部局	員会の事	1人	1人	1人	
	教育委員会の事 務部局	17人(内2人 兼任)	16人	16人	教育委務部局	員会の事	15人	13人	13人	
	水道事業の事務 部局	5 人(内 1 人 兼任)	2人	2人						
	合 計	111人	111人	111人	合:	i†	73人	67 人	67 人	
(担当課)	 総務課				総務課					

項目		現況							
職員の給与	<b></b>	西伯町	- 全目町間	会見町 職員の給与に関する条例	昇級・昇格基準等の				
戦臭の記し		(3条)	(3条)		弁版 弁伯墨半寺の   統一を図る必要があ				
		政職給料表級別職務分類表 8級制		6. 合料表級別職務分類表 8.級制	3				
	職務	職務の内容	職務	職務の内容					
	の級	19W07/CVF3	の級	44%37,45 L 2 E					
	1 級	定型的な業務を行う主事、技師、保育士、保健師、主事補又は技師補の 職務	1級	主事補、技師補、保育士、保健師、調査員又は管理栄養士の職務					
	2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士又は保健師の職務	2 級	1 主事又は技師の職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う保育士、保健師、調査員又は 管理栄養士の職務	職名・任用要件を統 一する必要がある。				
	3 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士又は保健師の職務	3 級	1 知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保育士、保健師又 は調査員の職務					
	4 級	係長、主任、主任保育士又は主任保健師の職務	4 級	係長、主任、主任保育士、主任保健師、主任調査員又は主任管理栄養士の職務					
	5 級	1 課長補佐、次長、園長、保健師長又は主幹の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う園長補佐、係長、 主任又は主任保育士の職務	5 級	1 課長補佐又は室長補佐の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長、主任、主任 保育士、主任保健師、主任調査員又は主任管理栄養士の職務					
	6 級	1 課長、所長、事務長、事務局長、室長又は主査の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長補佐、次長、 園長、保健師長又は主幹の職務	6級	1 課長、所長、園長、館長、次長、事務局長、室長、参事又は主査の 職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長補佐、事務局 長補佐又は室長補佐の職務					
	7 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う所長、事務長、事務局 長、室長又は主査の職務	7級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長、所長、園長、館長、次長、事務局長、室長、参事又は主査の職務					
	8級	特に困難な業務を処理する課長、所長、事務長、事務局長、室長又は参 事の職務	8 級	特に困難な業務を処理する課長、所長、園長、館長、次長、事務局長、 室長又は参事の職務					

項目	現						
		西伯町	会見町	課題			
	ア 医療職	職給料表級別職務分類表(2) 6 級制					
	職務の級	職務の内容					
	1 級	栄養士の職務					
	2 級	栄養士、管理栄養士の職務					
	3 級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う栄養士、管理 栄養士の職務					
	4 級	1 栄養士、管理栄養士の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任等の職 務					
	5 級	1 管理栄養士の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任等の職 務					
	6 級	長の職務					

技能学	現		課題
2 級	西伯町 西伯町技能労務職員の給与に関する規則 技能労務職級別職務分類表 (6級制)	会見町 <b>会見町技能労務職員の給与に関する規則</b> 技能労務職級別職務分類表 (6級制)	IDA RES
2 級	職務の級職務の内容	職務の級	
	1級 (1) 電話交換手の職務 (2) 一般技能職員(水道技術員、建設機械操作手、現業主事等物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職をいう。以下同じ。)の職務 (3) 調理師、調理員(以下「調理師等」という。)の職務 (4) 自動車運転手の職務 (5) 学校主事、労務作業員、洗濯婦等(以下「学校主事等」とい	1級 (1) 電話交換手の職務 (2) 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職をいう。以下同じ。)の職務 (3) 調理師、調理員(以下「調理師等」という。)の職務 (4) 自動車運転手の職務 (5) 学校主事、労務作業員、洗濯婦等(以下「学校主事等」と	
3 級	2級 (1) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師等の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (5) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転の職務	(1) 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師等の職務 (4) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (5) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う学校主事等の職務	
	3級 (1) 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師等の職務 (4) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う学校主事等の職務	(1) 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師等の職務 (4) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (5) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う学校主事等の職務 (6) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う学校主事等の職務	
		一般	職身分の取扱

現 Tr. (4m)			况	
西伯町 技能労務職級別職務分類表			会見町 技能労務職級別職務分類表	
技能另務職級別 	職務分類表		技能另務職級別 	<b>職務分類表</b>
4級 (1) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務			4級 (1) 特に高	原度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務
(2) 特に高	度の技能又は経験を必要とする	一般技能職員の職務	(2) 特に高	<b>原度の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務</b>
(3) 特に高	度の技能又は経験を必要とする	調理師の職務	(3) 特に高	<b>高度の技能又は経験を必要とする調理師等の職務</b>
(4) 特に高	度の技能又は経験を必要とする	自動車運転手の職務	(4) 特に高	<b>高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務</b>
(5) 特に高	度の技能又は経験を必要とする	用務員等の職務	(5) 特に高	原度の技能又は経験を必要とする学校主事等の職務
5級 数名の技能	職員等を直接指揮監督する長又に	まこれに相当する職の職務	5級 数名の技能	職員等を直接指揮監督する長又はこれに相当する職の職務
6級 数名の技能	職員等を直接指揮監督する長で	*相当の経験を有するもの又	6級 数名の技能	職員等を直接指揮監督する長で相当の経験を有するもの又
はこれに相	当する職の職務		はこれに相	当する職の職務
<b>工</b> /5町職員 5 英丽職			<b>人目町笠田囃工以</b> (-	- 開 ナ フ 坩 印
	<b>銭手当の支給に関する規則</b> )者の給料月額に下記の支給割合	を乗じた額	<b>会見町管理職手当に</b> 手当の額は、その者	関する規則 音の給料月額に下記の支給割合を乗じた
		を乗じた額 9/100		省の給料月額に下記の支給割合を乗じた
手当の額は、その			手当の額は、その者	省の給料月額に下記の支給割合を乗じた
手当の額は、その(1) 議会事務局長	)者の給料月額に下記の支給割合		手当の額は、その者(1) 議会事務局長	省の給料月額に下記の支給割合を乗じた
手当の額は、その (1) 議会事務局長 (2) 町長部局	)者の給料月額に下記の支給割合	9 / 1 0 0	手当の額は、その者 (1) 議会事務局長 2) 町長部局	者の給料月額に下記の支給割合を乗じた 8/100
手当の額は、その (1) 議会事務局長 (2) 町長部局	の者の給料月額に下記の支給割合 総務課長	9 / 1 0 0 1 0 / 1 0 0 9 / 1 0 0	手当の額は、その者 (1) 議会事務局長 2) 町長部局 課長	者の給料月額に下記の支給割合を乗じた 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0
手当の額は、その(1) 議会事務局長(2) 町長部局本庁・保育園	の者の給料月額に下記の支給割合 総務課長 課長、室長、所長、参事	9 / 1 0 0 1 0 / 1 0 0 9 / 1 0 0	手当の額は、その者 (1) 議会事務局長 2) 町長部局 課長 室長 参事 保育園長	者の給料月額に下記の支給割合を乗じた 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0
手当の額は、その (1) 議会事務局長 (2) 町長部局	の者の給料月額に下記の支給割合 総務課長 課長、室長、所長、参事 主査、課長補佐、園長、次長 園長補佐	9 / 1 0 0 1 0 / 1 0 0 9 / 1 0 0 8 / 1 0 0	<ul> <li>手当の額は、その者</li> <li>(1) 議会事務局長</li> <li>2) 町長部局</li> <li>課長</li> <li>室長</li> <li>参事</li> <li>保育園長</li> <li>(3)教育委員会部局</li> </ul>	所 6の給料月額に下記の支給割合を乗じた 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0
手当の額は、その (1) 議会事務局長 (2) 町長部局 本庁・保育園 (3)教育委員会部局	の者の給料月額に下記の支給割合 総務課長 課長、室長、所長、参事 主査、課長補佐、園長、次長 園長補佐 教育次長	9 / 1 0 0 1 0 / 1 0 0 9 / 1 0 0 8 / 1 0 0	手当の額は、その者 (1) 議会事務局長 2) 町長部局 課長 室長 参事 保育園長 (3)教育委員会部局 教育次長、	所 新の給料月額に下記の支給割合を乗じた 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 公民館長、参事、学校給食センター所長 8 / 1 0 0
手当の額は、その(1) 議会事務局長(2) 町長部局本庁・保育園	の者の給料月額に下記の支給割合 総務課長 課長、室長、所長、参事 主査、課長補佐、園長、次長 園長補佐 教育次長	9 / 1 0 0 1 0 / 1 0 0 9 / 1 0 0 8 / 1 0 0 7 / 1 0 0	<ul> <li>手当の額は、その者</li> <li>(1) 議会事務局長</li> <li>2) 町長部局</li> <li>課長</li> <li>室長</li> <li>参事</li> <li>保育員会部局</li> <li>教育委員会部局</li> <li>教育大長、</li> <li>(4)農業委員会事</li> </ul>	所 新の給料月額に下記の支給割合を乗じた 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 公民館長、参事、学校給食センター所長 8 / 1 0 0 3務局
手当の額は、その (1) 議会事務局長 (2) 町長部局 本庁・保育園 (3)教育委員会部局	の者の給料月額に下記の支給割合 総務課長 課長、室長、所長、参事 主査、課長補佐、園長、次長 園長補佐 教育次長	9 / 1 0 0 1 0 / 1 0 0 9 / 1 0 0 8 / 1 0 0 7 / 1 0 0	手当の額は、その者 (1) 議会事務局長 2) 町長部局 課長 室長 参事 保育園長 (3)教育委員会部局 教育次長、	所 新の給料月額に下記の支給割合を乗じた 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 8 / 1 0 0 公民館長、参事、学校給食センター所長 8 / 1 0 0

項目	現 況						
	<u>□</u> 西伯町職員の給与に関する条例	5伯町	会見町 会見町職員の給料に関する条例	課題			
	西伯町職員の期末手当及び勤勉手当の	、士妙に朋 <del>え</del> る坦則	会見町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則				
	・支給率国に準ずる	/又約に戻りる別別					
	・ 役職加算率(第4条の2関係)		・ 役職加算率(第4条の2関係)				
	行政職の職員 加算割合		行政職の職員加算割合				
	職務の級 8級の職員	100 分の 15	職務の級 8級の職員 100分の15				
	職務の級 7級及び6級の職員	100 分の 10	職務の級 7級及び6級の職員 100分の10				
	職務の級 5級及び4級の職員	100 分の 5	職務の級 5級及び4級の職員 100分の5				
	医療職(2)の職員	加算割合					
	職務の級 6級の職員	100 分の 15					
	職務の級 5級の職員	100 分の 10					
	職務の級 3級及び4級の職員	100分の5					
	西伯町技能労務職員の給与の種類及び	  基準に関する条例	会見町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例				
	・支給率 国に準ずる		・支給率 国に準ずる				
	・役職加算率		・役職加算率				
	技能労務職		技能労務職				
	6級 10/100		6級 10/100				
	5.4級 5/100		5・4級 5 / 1 0 0				

項目	Į.	課題	
	西伯町	会見町	成 英 <u>英</u>
分限・懲戒	西伯町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例	会見町職員の分限に関する条例	基準の統一
	(地方公務員法28条の3項)	・地方公務員法第 28 条第 3 項及び第 4 項	
	西伯町職員の分限に関する手続き及び効果に関する規則	会見町職員の分限に関する規則	
	・休職期間	・地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 、 3 号、第 2 項第 1 号	
	結核性疾患にある者 3年以内   非結核性による者 2年以内	会見町条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例	
	刑事事件等の裁判による者 事件が裁判所に係属する間	・地方公務員法第 29 条の 2 第 2 項	
	Marati Good, Meet all and Maratine Maratine	20 元 7 五 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7	
	西伯町条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例	会見町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	
	西伯町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例	・地方公務員法第 29 条第 4 項	
	(地方公務員法 29 条の 4 項)		
	減給1日以上6ヶ月以下 給料の月額1/10以下、 停職1日以上6ヶ月以下 無	減給 1 日以上 6 箇月以下 給料の月額 1/10 以下	
		停職 1 日以上 6 箇月以下 無給	
	西伯町職員の懲戒の手続き及び効果に関する規則		
	交通事故を起こした町職員に対する処分の基準内規	会見町職員の懲戒の手続及び効果に関する規則	
	無免許運転 免職	(内規はなし)	
	交通事故 道路交通法に違反し相手が死・重症後遺症 免職		
	酒気帯び運転 重過失 免職、 過失 停職、減給又は戒告		
	(事故の具体的事情により処分の加重減免あり) 西伯町職員の道路交通法違反処理基準内規		
	四口可報貝の追給文理法定及处理基準内院		
(担当課)		 総務課	
職員の定年	西伯町職員の定年等に関する条例	会見町職員の定年等に関する条例	基準の統一
	・定年 年齢 60 年	・定年 年齢 60 年	
	-   ・「定年退職日」定年に達した日以後における最初の3月31日	・「定年退職日」定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日	
	   西伯町職員の定年等に関する規則	   会見町職員の定年等に関する規則	
	西伯町内規(一般職の職員の勧しょうによる退職の日を定める件)	(内規はなし)	
	管理職または 30 年以上勤続の者	(13.00.2.2.7)	
	西伯町職員の再任用に関する条例(平成 13 年 3 月 16 日)	西伯町職員の再任用に関する条例(平成 13 年 3 月 28 日)	   任用の更新方法を具
	・地方自治法第 28 条の 4 第 1.2.3 項等	・地方自治法第 28 条の 4 第 1,2,3 項等	体的に定める必要が
			ある
(担当課)	) 総務課	総務課	